

和歌山県高等学校体育連盟卓球専門部 運営細則

1 役員構成は下記のものとする。

部長、委員長を除く役員は下記基準により構成される。

紀北地区（高野山～貴志川） 4名

和歌山市地区（和歌山市内） 5名

紀中地区（海南～和高専） 3名

紀南地区（南部～新宮） 5名

部長（1） 委員長（1） 副委員長（1） 会計（1） 事務局長（1） 理事（14）

委員長・事務局長・会計が退任したとき、アドバイザーとしてそれぞれのサポートを行う。

（令和3年新人大会）

各ブロックより、申込、抽選会、抽選会準備、受付担当（1） ホームページ・パソコン担当（1）

会計補佐（1）を選出し代表者を選出。アドバイザーを除く理事全員がいずれかの役を持ち運営にあたる。（令和3年新人大会）

2 試合運営は下記によるものとする。

（1）抽選方法

- ① 大会前日に公開抽選する。学校対抗は抽選方式、個人戦は UTO SOFT を利用し、当番地区において事前抽選を行う。（令和3年新人大会、令和5年一部削除）
- ② 抽選会場では受付順が予備抽選の順番となり、学校対抗の本抽選順番となる。
シード選手を除いた個人戦の申し込みは、必ず校内ランク順に申し込むこと。申し込まれた校内ランク順を元に UTO SOFT により抽選を行う。
- ③ 学校対抗はくじの番号により自動的にトーナメント位置を決定する。
ただし、前大会において1・2位校に敗れてベスト8に入れなかった学校は、他チームの抽選より先に優先的に5～8シードゾーンへの抽選をすることができる。（辞退も可）
- ④ ダブルスは8ブロック、シングルスは16ブロックに分けられたブロックに、あらかじめランキング順に申し込んだ選手から UTO SOFT により抽選される。ただし、総合体育大会のダブルスについてのみ16ブロックに分ける。（平成29年改訂）

（2）シード

- ① シードは前回の大会でのランクに基づき、全種目とも8シードとする。
ただし、同一チームのシード選手はできるだけ対戦を遠ざけるようにする。
（ハンドブック「シード決定の方法」参照）
- ② 不参加などでシードが消滅する場合、ベスト16まででシードの繰り上をおこなう。
それ以降は、空きシードとして抽選を行う。（平成29年改訂）
- ③ ダブルスのシードペアで、一方がやむを得ない事情により当該大会に出場出来ないと認めた場合、もう一方の選手のダブルスへの参加を認める場合がある。ただし、その選手の新しいペアは元の自分のシード位置のゾーンにエントリーすることとする。
なお、出場を取りやめたシード選手は原則として当該大会の他の種目も出場できない。
ただし、急な発病などで、すでにいくつかの種目に出場していた場合などはやむを得ない。

また、シード締切後に判明した就職試験日程の都合などでの欠場は例外とするが、証明する書類等を委員長まで提出すること。

- ④ 団体戦でベスト8以上の学校、個人戦で前大会のベスト16以上の選手は次大会のシード決定のため、期日までに出場確認表を提出すること。
- ⑤ 学校対抗において前回大会1位、2位に初戦で敗れた場合は優先抽選権がある。

(平成31年追加)

(3) 組み合わせ

- ① 学校対抗の組み合わせにおいて、トーナメントのゾーンにおける試合数に相違がでた場合は、より下位のシードのゾーンから順に試合数を増やす。(近畿大会方式)

(4) 進行

- ① 審判長により行う。
- ② 試合進行の役割は原則として全役員があたり本部で待機する。
- ③ 県選手権大会、県新人大会は、全種目において3位決定戦を行う。ただし、県高校総体はどの種目においても行わない。
- ④ 試合時間短縮のためベンチコールを行うことがある。これは全顧問で運営にあたる。

(5) 案内・広報

- ① 宿泊は各校であたる。(令和3年新人大会)
- ② 試合結果広報はホームページ・パソコン担当(理事)がこれにあたる。(令和3年新人大会)

3 出場数

- (1) 県内公式戦(総体予選、県選手権、新人大会)の出場数は、各校男女それぞれ学校対抗1チーム、ダブルス4組、シングルス8名とする。
- (2) シード選手は上記(1)の出場数に含まれず、出場可能な次大会において無条件で出場できる。ただし、1校の出場数の上限はシード選手を含めダブルス5組、シングルス10名までとする。
- (3) 会場校には(2)の上限を越えない範囲で出場数の割り増しが認められる。ただし、出場枠の割り増しは会場校全体で、ダブルス3組、シングルス6名以内とする。
- (4) 1年生大会
 - ① 8までをシードし、当年度の近畿大会シングルス・ダブルス出場者の上位順とする。(シード順はシングルスを優先し8シードまで該当選手がない場合もありうる。)
 - ② 各校の出場者はシードを含めて男女各4名とする。

4 運営分担金

年度始めに納入するものとする。

■ 全日制 30,000 ■ 定通・分校 15,000

*平成23年11月一部改定

平成25年4月(1)抽選方法について一部改訂

平成30年4月分担金、金額改訂

令和5年4月分担金、金額改訂